

返戻金制度について

採用決定者が入社日以後、3ヶ月以内に雇用契約を終了した時、支払われた紹介料金の内、下記のとおり、返還するものとする。ただし、解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとする。

- | | |
|-------------------|-----|
| 1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 | 50% |
| 2ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 | 30% |
| 3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合 | 15% |